

# 食料・農業・農村政策審議会企画部会 における検討状況

平成16年7月  
農林水産省  
生産局畜産部

## 中間論点整理（構成案と盛り込むべき事項）

構成案	盛り込むべき事項
<p>はじめに</p> <p>第 1 政策展開の基本的な考え方 1. 食料・農業・農村が果たすべき役割</p>	<p>（ 検討の経緯と中間論点整理の性格について記述 ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昨年 1 2 月、農林水産大臣から現行基本計画の変更について諮問</li> <li>・ 食料・農業・農村をめぐる情勢分析や大臣から示された重点課題を中心に議論</li> <li>・ 農政改革には格段のスピードアップが不可欠との認識に立ち、可能なものから 1 7 年度の政府予算や制度改正に反映されることも期待し、中間的に論点を整理</li> <li>・ この中間論点整理が、食料・農業・農村に関する国民的な議論のたたき台となることを希望</li> </ul> <p>（ 食料・農業・農村が我が国経済社会の中で果たすべき役割 ） について記述</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食料・農業・農村は、食料の安定供給、多面的機能の発揮など国民の日々の生活や経済社会の在り方と直結</li> <li>・ 経済社会の構造の変化、国民の意識や価値観の変化を的確に受け止め、食料・農業・農村が、引き続き、国民生活の向上や我が国経済社会の発展に貢献していくことが必要</li> </ul>

構成案	盛り込むべき事項
<p>2 . 農政改革の必要性</p> <p>(1) 農業の構造改革の立ち遅れ</p> <p>(2) 食に対するニーズの多様化と高度化</p> <p>(3) 農業の多面的機能に対する期待の高まり</p>	<p>( 食料・農業・農村をめぐる現状を踏まえた農政改革の必要性について記述 )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業の構造改革が立ち遅れ、生産構造の脆弱化の進行が懸念</li> <li>・ このため、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立し、我が国農業の生産性の向上と競争力の強化を図ることが急務</li> <li>・ 近年、B S E の発生などを契機に、国民の食の安全に対する信頼に大きな揺らぎ。このため、国民の食に対する信頼を確保することが急務</li> <li>・ 国民の食生活の変化に国内生産が十分に対応できていない状況。このため、消費者ニーズに応じた農産物・食品の供給や、農業と食品産業の連携強化が急務</li> <li>・ 過疎化・高齢化の進行に伴う農業生産活動の停滞等から、多面的機能の発揮に対する懸念</li> <li>・ このため、農地・農業用水等の資源の保全管理や環境と調和した持続的な農業の展開が大きな課題</li> </ul>

構成案	盛り込むべき事項
<p>(4) グローバル化の進展</p> <p>(5) 農業・農村における新たな動き</p> <p>3. 改革に当たって留意すべき基本的な視点</p> <p>(1) 目的に応じた施策の選択と集中的実施</p> <p>(2) 消費者の視点を踏まえた施策の展開</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際規律の強化や中長期的な貿易自由化の流れのなかで、国境措置に過度に依存しない体制の構築が必要</li> <li>・ アジア諸国における我が国農産物のニーズの高まりをチャンスと捉え、戦略的な海外市場開拓・販売促進の取組強化や海外ニーズに対応できる産地づくり等が必要</li> <li>・ 厳しい農業・農村の状況下において、各地にこれまで見られなかったような意欲的な取組の萌芽。こうした動きを積極的に受け止め、新たな政策の構築に生かすことが必要</li> </ul> <p>〔 農政改革を実効あるものとするため、関係者が共有すべき改革の視点について記述 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施策目的の明確化、目的に合った施策の選択、必要な対象への集中的実施、施策間の整合性の確保を通じ、施策を一層効率的・効果的なものとし、国民にわかりやすい政策体系とすべき</li> <li>・ 消費者に選好される農産物の生産を促すため、消費者ニーズの正確・迅速な伝達を通じ、生産者の経営意識を向上させていくことが必要</li> <li>・ 消費者が正確な情報を得た上で商品選択を行えるようにすべき</li> </ul>

構成案	盛り込むべき事項
<p>(3) 創意工夫の発揮</p> <p>4 . 国民の理解と納得</p> <p>(1) 透明性の確保</p> <p>(2) 国民負担の在り方</p> <p>第2 政策改革の方向 1 . 論点整理の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 官と民、国と地方の役割分担を明確にし、意欲的な農業者や地域の創意工夫と主体性が一層発揮されるようにすべき</li> </ul> <p>( 国民の理解と納得を得て農政改革を進める際に特に留意すべき点について記述 )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政策の決定と実行のプロセスにおける透明性を高めながら、政策の在り方について国民の理解と納得を得ていくことが重要</li> <li>・ 政策評価に基づき、施策を適時的確に見直すことが重要</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施策の重点化により、国民負担を可能な限り合理的なものにしていくことが必要</li> <li>・ 国民負担の必要性について、国民の理解と納得が必要</li> </ul> <p>( 大臣から示された重点課題について、相互の関連にも留意し、4つの柱で論点を整理。その際、今後、意見の集約を図っていくべき点や、検討する際の選択肢等が明確になるよう記述 )</p>

構成案	盛り込むべき事項
<p>2. 担い手政策の在り方</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>(2) 担い手の明確化と育成・確保</p> <p>(3) 人材の育成・確保</p> <p>(4) 担い手への支援方策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立ち遅れている我が国農業構造の改革を加速化させるため、農業経営の改善を促す諸施策につき、これまでのように幅広い農業者をカバーするのではなく、対象を担い手に明確に絞った上で、集中的・重点的に実施していくことを基本として、改革を行うべき</li>   <li>・ 担い手の明確化に当たっては、認定農業者制度を基本とするが、認定のバラツキの解消等を徹底する必要</li> <li>・ 構造改革が立ち遅れている土地利用型農業につき、地域ぐるみで農地・農業用水の利用調整を行いながら営農が維持されている実態等を踏まえ、経営主体としての実体を有する集落営農等を適切に位置付け</li>   <li>・ 農業経営に携わる人材を、就業形態や性別等を問わず、幅広く育成・確保していくことが重要</li> <li>・ 女性の経営参画、社会参画を促進していくことが重要</li>   <li>・ 経営面や技術面での支援機関である関係団体、機関の連携の促進や一元化が必要</li> </ul>

構成案	盛り込むべき事項
<p>3．経営安定対策（品目横断的政策等）の確立</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>(2) 品目横断的政策の考え方</p> <p>(3) 品目横断的政策への転換に当たったの配慮事項</p> <p>(4) 品目別政策（野菜、果樹、畜産等）の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構造改革を促進する等の観点からも、対象を担い手に絞り、経営の安定を図るための対策を確立することが急務</li> <li>・ 複数作物で構成される水田作経営と畑作経営については、品目別にではなく経営全体に着目した施策(品目横断的政策)を講じることが適切</li> <li>・ その際、施策の持続性を確保する観点から「緑」の政策に該当するものとするのが適当である一方、構造改革の加速化など我が国固有の課題の解決につながるような配慮も必要</li> <li>・ 経営に着目した支援対策への転換に際しては、国が農業者に対して支援する必要性等について国民の理解と納得を得る一方、支援対象となる担い手の責務を明確に示す必要</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援の仕組み <ul style="list-style-type: none"> <li>ア) 諸外国との生産条件格差の是正対策</li> <li>イ) 収入・所得の変動緩和対策</li> </ul> </li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 品目横断的政策の導入と我が国が抱える固有の課題が整合するような配慮が必要</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野菜、果樹、畜産等の部門専門的な営農類型については、担い手への施策の集中化・重点化等を図る観点から、品目別の政策を見直す必要</li> </ul>

構成案	盛り込むべき事項
<p>4 . 農地制度の在り方</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>(2) 優良農地を確保する措置の強化等</p> <p>(3) 農地を農地として効率的に利用する仕組みの構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地は、農業生産及び農業経営にとって最も基礎的な資源</li> <li>・ 優良農地の確保と農地の有効利用の面から、農業・農村の現場の実態や制度の運用実態を踏まえた見直しが必要</li> <li>・ 個別・分散的な農地転用を防止するとともに優良農地の面的な確保のための制度の在り方</li> <li>・ 農地転用規制における国と地方の関係の在り方</li> <li>・ 担い手への農地の利用集積の促進と面的利用の確保</li> <li>・ 耕作放棄地の防止・解消</li> <li>・ 農地の権利移動制限の要件について検討</li> <li>・ 構造改革特区におけるリース方式の全国展開についての考え方</li> </ul>



構成案	盛り込むべき事項
<p>5 . 農業環境・資源保全政策の確立</p> <p>(1) 資源保全施策の在り方 基本的な考え方</p> <p>国、地方公共団体、農業者等の適切な役割分担</p> <p>具体的な施策手法</p> <p>(2) 農業生産環境施策の在り方 基本的な考え方</p> <p>具体的な施策手法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地・農業用水等の資源は、農業者にとっての生産基盤であるとともに、食料の安定供給や多面的機能の発揮に不可欠な社会共通資本</li> <li>・ 農業・農村の状況変化に対応し、新たな手法の導入も含め、適切な資源保全を一層促進するための政策体系が必要</li> <li>・ 資源の保全が、農業者・地域住民・国民全体に与える利益に応じて、国・地方公共団体・農業者等が適切に役割を分担し、国としては、地域の多様な実態を踏まえて必要な支援・関与</li> <li>・ 地域によって自然条件や営農形態などが異なることから、適切に次の施策手法を組み合わせる実施することが有効 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア) 法制度による農地の適正な保全・利用の促進</li> <li>イ) 先進事例の紹介を通じた自発的な取組の促進</li> <li>ウ) 施設整備と一体的に行う管理体制の整備</li> <li>エ) 多様な取組による保全活動への支援</li> </ul> </li> <li>・ 保全活動への支援については、モデル的に、実効性などの検証を行いつつ、施策を導入していくことが必要</li> <li>・ 環境問題に対する国民の関心が高まる中で、我が国農業全体を環境保全を重視したものに転換していくことが不可欠 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア) 農業者が最低限取り組むべき規範を策定し、各種支援策において要件化</li> <li>イ) 特定地域において、環境負荷の大幅な低減を図るモデル的な取組に対する支援を導入</li> </ul> </li> <li>・ 具体化に際し、汚染者負担原則や我が国農業の特徴を考慮しつつ検討</li> </ul>

構成案	盛り込むべき事項
<p>第3 その他</p> <p>1. 今後の主要な検討課題と検討の進め方</p> <p>2. 改革の工程管理と計画的な推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 秋以降、これまで議論を行わなかった食料自給率目標をはじめ、食の安全・安心の確保、農産物・食品の輸出促進などの諸施策の在り方についても検討</li>   <li>・ 各施策の導入の手順と実施の時期を明示したプログラムを作成した上で、計画的に施策の具体化を図ることが必要</li> </ul>